

# 低入札価格調査制度の一部改正について

銚田市総務部財政課

銚田市では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の更なる向上と、公共工事におけるダンピングによる工事品質の低下や、下請業者へのしわ寄せを防止するため、低入札価格調査制度の一部改正を行いました。なお、対象工事については見直し前と変わらず、1件あたりの設計金額が500万円を超える建設工事とし、平成29年6月1日以降に起工する工事から適用します。

## ○低入札調査基準価格の設定(赤字は改正部分)

税抜きの予定価格算出の基礎となった額（工事価格に相当）の70%から90%までの範囲内で、次に掲げる1～4の額の合計

1. 直接工事費の **97%**
2. 共通仮設費の 90%
3. 現場管理費の **90%**
4. 一般管理費の 55%

## ○低入札価格調査制度における失格基準（数値的判断基準）の設定(赤字は改正部分)

下記①～④に定める基準のいずれかに満たない場合は、調査をせずに失格とします。

- ① 直接工事費の 75%
- ② 共通仮設費の **70%**
- ③ 現場管理費の **70%**
- ④ 一般管理費の **30%**

施工時期 平成29年6月1日以降に公告又は指名通知をする工事より適用します。